

国際エステティック専門学校 学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校はエステティック技術に必要な知識技能を習得せしめ、社会に有意有能なる実践的人物を養成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は国際エステティック専門学校という。

(位置)

第3条 本校の位置を福岡県福岡市南区大橋二丁目25番3号に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。
2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程、学科、修業年限、定員、並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、及び、修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	昼夜別
衛生専門課程	エステティック学科	2年	20名	40名	昼間
合計			20名	40名	

2 本校の別科は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	備考
衛生一般課程	エステティック通信学科	1年	80名	80名	

(学年、学期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 エステティック学科の学期は、次のとおりとする。

① 前期 4月1日から9月30日まで

② 後期 10月1日から3月31日まで

3 エステティック通信学科の面接授業は、60時間以上行う。

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は特に必要があると認められる場合には、休業日を変更することができる。

① 土曜日、日曜日

② 国民の祝日に関する法律に規定する日

③ 夏季休業 7月27日から8月19日まで

④ 冬季休業 12月24日から1月6日まで

⑤ 春季休業 3月27日から4月6日まで

- 2 教育上必要があり、且つ、やむを得ない事情がある時は、前項にかかわらず休業日に授業を行うことがある。
- 3 非常変災、その他急迫の事情がある時は、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程、授業時数及び教員組織

(教育課程、授業時数)

第8条 本校の教育課程及び授業時数は、別表第1のア、イ、ウのとおりとする。

- 2 別表第1のアに定めるエステティック学科の授業時数の1単位時間は45分とし、卒業までに履修させる授業時数は2,000時間以上とする。
- 3 エステティック通信学科にあつては、別表第1のイ、ウに定める添削指導及び面接授業を行う。

(授業時数の単位への換算)

第9条 本校の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合には、講義及び演習については16時間を1単位とし、実験、実習及び実技については32時間を1単位とする。

(成績評価)

第10条 本校の成績評価は次のとおりとする。

- 1 単位取得の認定は、以下の条件をすべて満たしたときに認定する。
 - ① 考査の採点は、100点満点とし、50点以上を合格、単位取得は各考査と平常点(出席の状況・学習態度も含む)の成績を総合して判定される。
 - ② 時数(実授業時数－欠課時数)が実授業時数の3分の2以上であること。なお、考査・研修などは実時数に加える。
 - ③ 学年末成績評価の平均が60点以上であること。
- 2 理由なくして定期考査を受験しなかった者には単位を与えない。
- 3 成績は試験の終了後1ヶ月以内に教務部から保護者(成人の場合は保証人)と学生に通知される。但し、不可の教科科目に関しては、試験終了後2週間以内に通知する。
- 4 成績に疑義ある場合は、通知後1週間以内に限って照合に応じる。
- 5 学業成績は科目ごとに、次の4段階法の基準によって評価される。
 - ① 100点～80点 優
 - ② 79点～60点 良
 - ③ 59点～50点 可
 - ④ 49点～ 0点 不可

(他の専修学校等における授業科目の履修)

第11条 エステティック学科の場合、他の専修学校において別表第1のアに定める科目を履修した場合には、各課程の修了に必要な総授業時数の4分の1を越えない範囲で当該課程における選択科目の履修とみなす。

(始業、終業)

第12条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

- ① 始業時刻 午前9時30分
- ② 終業時刻 午後3時00分

(教職員組織)

第13条 本校に次の教職員を置く。

- ① 校長 1名
 - ② 教員 4名（内本務基幹教員3名）
 - ③ 事務職員 2名以上
 - ④ 学校医 1名
- 2 校長は校務をつかさどり、所属教員を監督する。

第4章 入学、休学、退学及び卒業

（入学資格）

第14条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- 1 エステティック学科は、高等学校を卒業した者または、学校教育法施行規則第183条、第150条第1号に規定する者とする。
- 2 1と同等以上の学力を有すると本校が認めた者とする。
- 3 エステティック通信学科は、中学校を卒業した者または、学校教育法施行規則第95条に規定する者とする。

（入学時期）

第15条 本校の入学時期は、次のとおりとする。

- 1 エステティック学科は、4月とする。
- 2 エステティック通信学科は、随時とする。

（入学手続き）

第16条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- 1 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第25条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- 2 前号の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- 3 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から14日以内に第25条に定める入学金を添えて手続きをとらなければならない。

（転科、転入学）

第17条 本校のエステティック学科への転科及び転入学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度であり、かつやむを得ない事情があると認めた場合には、選考の上、許可することが出来る。

（休学、復学）

第18条 学生が、疾病、その他やむを得ない事情によって、30日以上休学する場合は、保護者（成人の場合は保証人）連署して、医師の診断書又は事由を添えて、校長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の者が復学しようとする場合は、保護者（成人の場合は保証人）連署して校長に届け出て復学の許可を受けなければならない。

（退学）

第19条 退学しようとする者は、その事由を記し、保護者（成人の場合は保証人）連署して校長に願い出なければならない。

（課程修了認定）

第20条 第10条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

- 2 所定の修業年限以上在学し、学科を修了したと認められた者には、卒業証書を授与する。

(称号の付与)

第21条 前条により、下記の課程・学科を修了した者には、専門士の称号を授与する。

課程名	学科名	告示
衛生専門課程	エステティック学科	平成17年3月3日新規告示

第5章 科目等履修生

(科目等履修生)

第22条 本校において開設する授業科目に対し、本校学生以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上、科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。

- 2 その他科目等履修生に関する事項は別に定める。

第6章 賞 罰

(褒章)

第23条 成績優秀にして他の模範になる者については褒章することができる。

(懲戒)

第24条 校長は、学生が本校の規則に違反したり、本校の学生の本分に反する行為があった場合において、教育上必要と認められる場合には、学生に対し懲戒を加えることができる。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学、及び退学とする。
- 3 次の各号に該当する者に対して、退学を命ずることがある。
- ① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
 - ② 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
 - ③ 政党的理由がなくて出席が常でない者。
 - ④ 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者。

第7章 入学金及び授業料等

(納付金)

第25条 本校の、入学金、授業料の額は次のとおりとし、各項に基づき納入するものとする。

1 エステティック学科

費目	1年次	2年次
入学検定料	15,000円	—
入学金	100,000円	—
授業料	700,000円	500,000円
施設維持費	230,000円	230,000円
実習費	120,000円	120,000円

2 エステティック通信学科

費目	1年次
入学金	10,000円
授業料	188,000～270,000円

- ① エステティック通信学科は入学検定料の徴収はしない。

- ② エステティック通信学科の授業料は選択する専攻によって異なる。
- 3 その他の諸経費は次のとおりとする。
 - ① 教材費、実習服費、諸費が別途必要。
 - ② 海外研修希望者は別途必要。
 - ③ 各種資格、検定受験料及び認定料は別途必要。
- 4 各費目の納入期日は次のとおりとする。
 - ① 入学金は合格後14日以内とする。
 - ② 授業料前期分及び施設維持費、実習費は3月末日まで、後期分は8月末日までとする。
 - ③ 1年次の教材費、実習服費、諸費は2月末日までとする。
 - ④ 2年次の教材費は1月末日までとする。
 - ⑤ エステティック通信学科の納入期日は別に定める。

(健康診断)

第26条 健康診断は、毎年1回、次のとおりに実施する。

- 1 学生 年度始め
- 2 教職員 夏季休業期間中

附 則

- 1. この学則の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2. この学則は、平成15年4月1日より実施する。
- 3. この学則は、平成15年10月1日より変更し実施する。

(昼間課程の修業期間の変更	前期生	4月1日～3月31日	80名)
	後期生	10月1日～9月30日	40名)
- 4. 専門士の称号付与は平成17年3月3日より実施する。
- 5. この学則は、平成19年4月1日より変更し実施する。
 - メイク・ネイル・アロマ学科の新設。
 - 2年課程(昼間)後期生の廃止。
 - 2年課程(夜間)の廃止。
 - 納付金の変更。
 - エステティック学科のカリキュラムの内容変更。
- 6. この学則は、平成22年4月1日より変更し実施する。
 - INFA パスポート受験学科の新設。
 - カリキュラムの新設と改定。
 - エステティック学科の2年次の必須選択のホームヘルパーの廃止。
 - 納付金の変更。
 - 成績評価の基準の変更。
 - メイク・ネイル・アロマ学科の廃止。

追加附則

平成21年度以前に入学者に対しては、第8条、第10条及び第25条の規程は従前の学則に

よる。

7. この学則は平成23年4月1日より変更し実施する。
エステティック学科の定員変更。
福祉皮膚美容学科の新設によりカリキュラムの新設。
エステティック学科のカリキュラムの訂正。

追加附則

平成22年度以前の入学者に対しては、カリキュラムは従前のカリキュラムによる。

8. この学則は平成24年4月1日より変更し実施する。
福祉皮膚美容学科のカリキュラムの変更。
9. この学則は平成25年4月1日より変更し実施する。
エステティック学科のカリキュラムの変更。
福祉皮膚美容学科のカリキュラムの変更。

追加附則

平成24年度以前の入学者に対しては、カリキュラムは従前のカリキュラムによる。
福祉皮膚美容学科の専門士（衛生専門課程）称号付与を平成25年1月29日より実施する。

10. この学則は平成26年4月1日より変更し実施する。
エステティック学科のカリキュラムの変更。
福祉皮膚美容学科のカリキュラムの変更。
11. この学則は平成30年4月1日より変更し実施する。
エステティック通信学科の新設及びカリキュラムの新設。
12. この学則は令和2年4月1日より変更し実施する。
福祉皮膚美容学科、INFA パスポート受験学科の廃止。
エステティック学科の定員変更。
エステティック学科のカリキュラムの変更。
エステティック学科の納付金の変更。

追加附則

令和元年度以前の入学者に対しては、納付金は従前の納付金による。

13. この学則は令和3年4月1日より変更し実施する。
福祉皮膚美容学科の廃止に伴う、第21条（称号付与）の条文変更。
エステティック学科のカリキュラムの変更。

別表第1

ア. エステティック学科

授 業 科 目		授業形態	年間授業時数			単位数		
			1年次	2年次	合 計	1年次	2年次	
必修	エステティック概論	講義	16	16	32	1	1	
	エステティック関連法規	講義	16	16	32	1	1	
	解剖生理学	講義・演習	80	—	80	5	—	
	皮膚科学	講義・演習	80	48	128	5	3	
	栄養学	講義	32	—	32	2	—	
	化粧品学	講義	32	—	32	2	—	
	美容技術	フェイシャル	講義・実習	160	—	160	5	—
		ボディ	講義・実習	128	—	128	4	—
		メイクアップ	講義・実習	96	—	96	3	—
		ネイル	講義・実習	96	—	96	3	—
		アロマセラピー	講義・実習	64	96	160	2	3
		脱毛・フットケア	講義・実習	32	—	32	1	—
		エステティック応用	講義・実習	—	160	160	—	5
	造形と色彩	講義	32	—	32	2	—	
	東洋医学	講義	—	64	64	—	4	
	ボディワーク	講義・実習	32	32	64	1	1	
	キャリア形成	講義・演習	32	32	64	2	2	
	茶道	講義・実習	—	32	32	—	1	
	ヘアアレンジ	講義・実習	32	32	64	1	1	
	福祉皮膚美容	講義・実習	32	32	64	1	1	
サロン実務	講義・実習	96	224	320	3	7		
必修 選択	メイクアップ応用	講義・実習	—	128	128	—	4	
	ネイル応用	講義・実習						
必修科目授業時数			1088	784	1872	44	30	
必修選択科目授業時数			—	128	128	—	4	
卒業に必要な総授業時数			1088	912	2000	44	34	

※2年次は必修選択科目の1科目を選択しなければならない。

別表第1

イ. エステティック通信学科（フェイシャル専攻）

授 業 科 目	面接授業時数	添削指導回数
頭頸部の解剖学		1回
皮膚解剖学		1回
皮膚生理学		1回
身体解剖学		1回
皮膚診断		1回
化粧品学		1回
美容機器学		1回
フェイシャル技術・基礎	30	
フェイシャル技術・応用	30	
卒業に必要な総授業時数	60	

ウ. エステティック通信学科（ボディ専攻）

授 業 科 目	面接授業時数	添削指導回数
身体の解剖生理学		1回
栄養学		1回
ボディ美容理論		1回
ボディマッサージ理論		1回
ボディマッサージ技術	30	
ボディトリートメント技術	30	
卒業に必要な総授業時数	60	